

# 都市再生整備計画(第2回変更)

は が うつのみやとうぶちく  
芳賀・宇都宮東部地区

とちぎけん うつのみやし はがまち  
栃木県 宇都宮市・芳賀町

令和3年8月

## 都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	栃木県	市町村名	宇都宮市・芳賀町	地区名	芳賀・宇都宮東部地区	面積	900 ha
計画期間	平成	27	年度	～	令和	4	年度
				交付期間		年度	～
						年度	

### 目標

拠点間を結ぶ公共交通を基軸とした交通体系が整備された利便性の高い都市の形成

### 目標設定の根拠

#### まちづくりの経緯及び現況

宇都宮市では、今後直面する少子・超高齢、人口減少社会においても、市民の誰もが幸せに暮らせ、みんなに選ばれる、持続的に発展できるまちづくりを進めるため、平成20年3月に策定した「第5次宇都宮市総合計画」において、将来の都市の姿として『ネットワーク型コンパクトシティ』を位置づけたところである。

さらにネットワーク型コンパクトシティを実現していくため、平成27年2月に策定した「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」において、全ての都市機能を集積する「都市拠点」と、各地域の日常生活を支える都市機能を集積する「地域拠点」に加え、高次の「働・学」に関連する都市機能を備えた「産業拠点」などの配置や拠点形成のあり方、拠点間を結節する基幹公共交通や地域を面的にカバーする公共交通などの公共交通ネットワーク形成のあり方など、ネットワーク型コンパクトシティの基本的な考え方を明らかにした。

これらのもと、社会経済環境や時代潮流の変化、まちづくりの進展などを踏まえ、平成30年3月に「第6次宇都宮市総合計画」、平成31年3月には「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」を策定するとともに、ネットワーク型コンパクトシティを具体化するため、「立地適正化計画」等の推進により、都市拠点や、地域拠点である宇都宮テクノポリスセンター等について、地域特性に応じた都市機能や居住の誘導・集約に取り組むとともに、清原工業団地等の産業拠点については、高い生産性や付加価値、競争力を生み出すことができる高度な産業の集積を図り、さらなる拠点化の促進に取り組んでいる。また、これらの取組と両輪で、基幹公共交通である「LRT」について、優先整備区間であるJR宇都宮駅東側において平成30年に着手し、令和5年3月の開業に向けて整備に取り組むとともに、そのLRTと連携して、パスネットワークの再編や地域内交通の維持・充実など、階層性を持った公共交通ネットワークの構築に取り組んでいる。

また、芳賀町では、「芳賀町都市計画マスタープラン」において、まちづくりの目標として「雇用と財政の観点からの工業機能の強化」などを掲げ、工業拠点における土地利用の基本方針として、宇都宮都市計画区域の一翼を担う芳賀町を象徴する工業地の形成を掲げ、「芳賀工業団地」及び「芳賀・高根沢工業団地」は、その工業拠点の中核として位置づけられている。また、「第5次芳賀町振興計画後期計画」において、「産業経済分野」の工業振興施策として、工業団地への新規企業の誘致を図るための「芳賀工業団地立地促進事業」などに取り組んでいる。

その後、社会経済状況などの変化を踏まえ、平成28年3月に「第6次芳賀町振興計画」策定、併せて「都市計画マスタープラン」を改訂し、産業拠点の強化を図るため、既存工業団地において、産業の構造改革に対応しながら工業機能の再編・強化を図るとともに、新たに芳賀第2工業団地の整備を行うことで、既存の産業と関連した機能拡充や宇都宮市からの交通アクセス性を活かした工業機能の拡充に取り組んでいる。

#### 課題

- ・本地区の核となる商業・業務機能や交流機能など多様な機能を集積する都市拠点や日常生活を支える都市機能を誘導する地域拠点、高度な産業の集積を図る産業拠点の拠点性を、高めていく必要がある。
- ・公共交通不便地域の解消などを行うとともに、都市の様々な活動や持続的な発展を支える社会基盤として、鉄道や東西基幹公共交通、バス、タクシー、地域内交通など、地域の特性に応じた公共交通が機能的・効率的に連携する階層性のある「公共交通ネットワーク」や自動車交通との連携による「総合的な交通体系」の確立が必要である。

#### 将来ビジョン(中長期)

「第6次宇都宮市総合計画」では、都市のコンパクト化(集約化)及び拠点間のネットワーク化により、人口減少等が進行する中であっても、将来の人口規模・構造や都市活動に適合した都市の姿として、「ネットワーク型コンパクトシティ(連携・集約型都市)」の形成を図るとしている。

「第3次宇都宮市都市計画マスタープラン」では、公共交通、徒歩、自転車と自動車が連携共存した都市構造の形成に向けて、道路、公共交通ネットワークの整備や、交通手段間の連携強化を図ることにより、安全・快適で、誰もが利用しやすい総合的な交通体系の確立を図るとしている。

「第2次宇都宮市交通戦略」では、公共交通をはじめ、道路ネットワーク、自転車走行空間、歩行空間などを適切に整備することにより、過度な自動車への依存から脱却し、自動車と公共交通などを適切に利用するライフスタイルへの転換に取り組むこととしている。

「芳賀町都市計画マスタープラン」では、宇都宮市の中心市街地へのアクセス性の強化、高齢者等の利便性向上、交通渋滞の緩和などを目的とするLRTの導入を図るため、町内の公共交通全体のあり方を含めて検討するとしている。

### 目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	目標値	
				基準年度	目標年度	
従業人口の維持	人	計画区域に係る従業人口	産業・工業拠点への交通便利性を高めることで、企業の生産環境の向上や立地の継続性を高め、計画区域内の従業人口の維持を図る。	48千人	H24年度	48千人 R6年度
製造品出荷額等(清原工業団地)	百万円	計画区域に係る産業拠点「清原工業団地」の製造品出荷額等	交通ネットワークの構築による生産環境の維持・強化を図るとともに、産業拠点への高度な産業等の集積を図ることで拠点性を高め、宇都宮市全体の出荷額の増加を目指すなかで、計画区域内の清原工業団地の出荷額等の増加を目指す。	1,302,161百万円	H26年度	1,493,578百万円 R4年度
都市機能誘導区域の人口割合	%	計画区域に係る都市機能誘導区域である「都市拠点」や「LRT停留場周辺(ベルモール前)」及び「テクノポリスセンター」の区域内人口の宇都宮市全体に対する割合	都市拠点や地域拠点への交通便利性を高めるとともに、同拠点に人口の誘導・集積により、拠点性を高め、利便性の高い都市の形成を図る。	13.7%	H28年度	14.4% R9年度
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合	%	計画区域に係る都市機能誘導区域である「都市拠点」や「LRT停留場周辺(ベルモール前)」及び「テクノポリスセンター」の区域内に立地する誘導施設数の宇都宮市全体に対する割合	都市拠点や地域拠点への交通便利性を高めるとともに、同拠点に都市機能の誘導・集積により、拠点性を高め、利便性の高い都市の形成を図る。	29.4%	H28年度	30.1% R9年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する公共公益施設の整備に関する事業
<p>【総合的な交通体系の確立】</p> <p>・東西基幹公共交通としてLRTを導入し、既存の公共交通や自動車交通との連携を図ることにより総合的な交通体系を確立する。</p>	<p>3・2・3号宇都宮芳賀線 L=2,650m            3・3・101号東大通り L=3,350m            3・3・4号台の原下原線 L=2,175m            3・4・130号野高谷大塚線 L=15m            10・7・101号宇都宮芳賀ライトレール線 L=12,080m            10・7・501号宇都宮芳賀ライトレール線 L=2,520m</p>
<p>その他</p>	

## 市町村決定計画及び市町村施行国道等事業に関する事項

### 市町村決定計画

都市施設及び市街地開発事業の種類	決定/変更	名称	その他必要な事項	変更の概要	都市再生整備計画の公告(予定)年月日	都市計画の決定又は変更の期限
道路	変更	3・2・3号宇都宮芳賀線	幹線街路, L=2,650m, W=30m, 4車 区間 起点:宇都宮市ゆいの杜1丁目2番9 終点:芳賀町芳賀台89番1	特殊街路の設置に伴う拡幅	R3.8.18	R5.3.31
道路	変更	3・3・101号東大通り	幹線街路, L=3,350m, W=23.5m, 4車 区間①(L=3,250m) 起点:宇都宮市東宿郷1丁目4番1 終点:宇都宮市平出町66番3 区間②(L=100m) 起点:宇都宮市野高谷町434番1 終点:宇都宮市ゆいの杜1丁目2番9	特殊街路の設置に伴う拡幅	R3.8.18	R5.3.31
道路	変更	3・4・130号野高谷大塚線	幹線街路, L=15m, W=18m, 2車 区間 起点:宇都宮市ゆいの杜1丁目2番7 終点:宇都宮市ゆいの杜1丁目2番7	特殊街路の設置に伴う交差点改良	R3.8.18	R5.3.31

### 市町村施行国道等事業

道路の種類	路線名	新設又は改築の内容

都市再生整備計画の区域

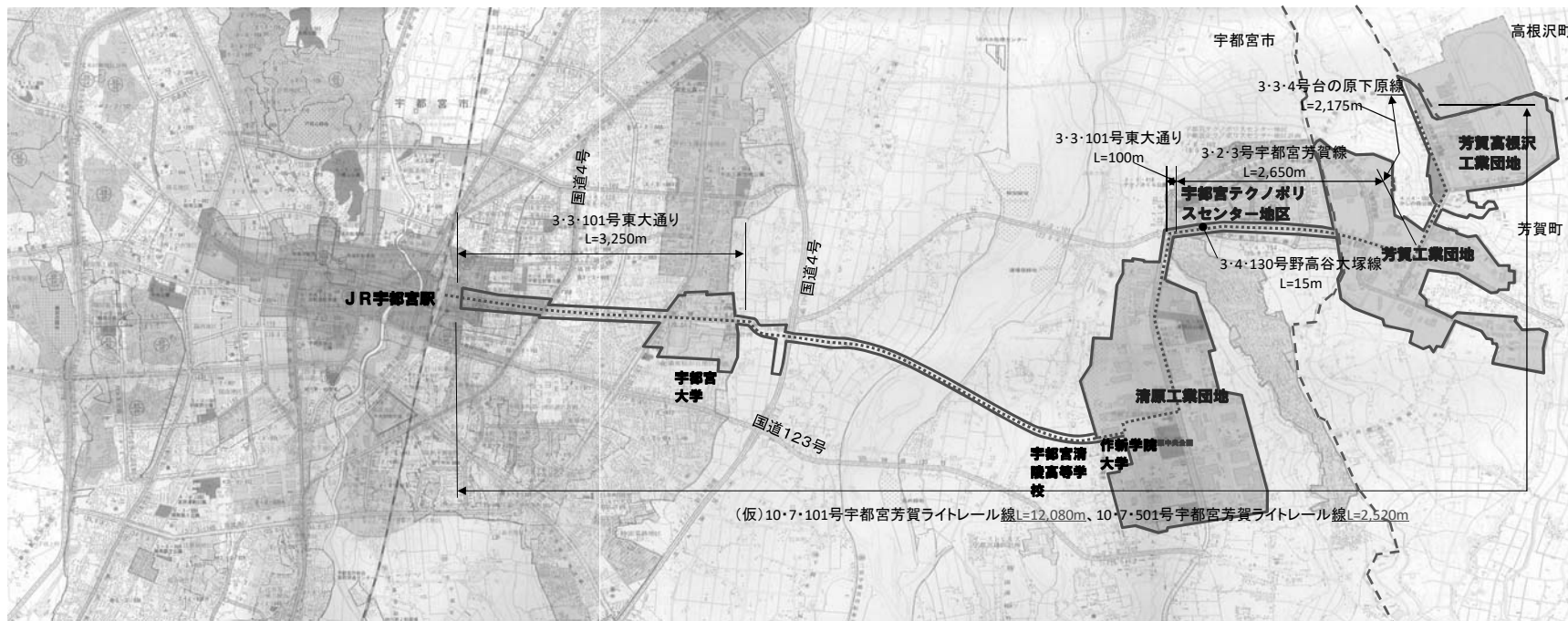
芳賀・宇都宮東部地区(栃木県宇都宮市, 芳賀町)

面積

900 ha

区域

別添資料のとおり



凡例  
 ■■■ LRT整備事業

## 計画区域

宇都宮市清原工業団地，陽東5丁目及び陽東6丁目の全部並びに東宿郷1丁目，東宿郷2丁目，東宿郷3丁目，東宿郷4丁目，東宿郷5丁目，東宿郷6丁目，東今泉1丁目，東今泉2丁目，峰1丁目，峰2丁目，峰4丁目，平出町，下平出町，陽東2丁目，陽東3丁目，陽東4丁目，陽東8丁目，野高谷町，道場宿町，竹下町，清原台1丁目，ゆいの杜1丁目，ゆいの杜4丁目，ゆいの杜5丁目，ゆいの杜6丁目及びゆいの杜8丁目の各一部

芳賀郡芳賀町芳賀台及び大字下高根沢の各一部